

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（寄附金税額控除） 第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)から(8)まで （略） (9) 所得税法第78条第3項に	（寄附金税額控除） 第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)から(8)まで （略） (9) 所得税法第78条第2項第	字句の削除 号の改正

<u>規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> (10) (略) 2 (略) (市民税の減免) 第34条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに	<u>4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (10) (略) 2 (略) (市民税の減免) 第34条 (略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第39条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに	字句の改正 ただし書の追加 字句の改正 字句の改正
--	--	---

限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法	限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法	字句の改正
--	---	--------------

士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで （略） （固定資産税の減免） 第53条 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>資産</u>のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1) 貧困により生活の<u>ために</u>公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益の<u>ために</u>直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) （略） (4) その他特別の事由がある	士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで （略） （固定資産税の減免） 第53条 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>固定資産</u>のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1) 貧困により生活の<u>ため</u>公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益の<u>ため</u>直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) （略） (4) その他特別の事由がある	字句の改正 字句の改正 字句の改正
---	---	--

者 2 前項の規定によって<u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)から(5)まで (略) 3 第1項の規定によって<u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> (種別割の減免) 第70条 (略) 2 前項の規定によって<u>種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</u>	<u>者の所有する固定資産</u> 2 前項の規定により<u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(5)まで (略) 3 第1項の規定により<u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> (種別割の減免) 第70条 (略) 2 前項の規定により<u>種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らか</u>	字句の追加 字句の改正 ただし書の追加 字句の改正 字句の改正 字句の改正 ただし書の追加
---	--	--

(1)から(8)まで (略) 3 第1項の規定<u>によって</u>種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>において</u>は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第71条 (略) 2 前項第1号の規定<u>によって</u>種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以	<u>かであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(8)まで (略) 3 第1項の規定<u>により</u>種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第71条 (略) 2 前項第1号の規定<u>により</u>種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下	字句の改正 字句の改正 字句の改正
---	---	--

下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)から(6)まで （略） 3 <u>第1項第2号の規定によ</u>って種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(6)まで （略） 3 <u>第1項第2号の規定により</u>種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有す</u>	ただし書の追加 字句の改正 ただし書の追加
---	---	--

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。 5 (略) (特別土地保有税の減免) 第141条の10の3 (略) 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (事業所税の減免)	<u>る軽自動車等が第1項第2号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> 4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。 5 (略) (特別土地保有税の減免) 第141条の10の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(3)まで (略) 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (事業所税の減免)	字句の改正 字句の改正 ただし書の追加 字句の改正
--	--	---

第141条の26 (略) 2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで (略) 3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (都市計画税の減免) 第147条 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>固定資産</u>のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する都市計画税を減免する。 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (2) 公益のため直接専用する<u>家屋、土地</u>(有料で使用するものを除く。)の所有者 (3) 市の全部又は一部にわたる災害若しくは天候の不順	第141条の26 (略) 2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)から(4)まで (略) 3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (都市計画税の減免) 第147条 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>土地及び家屋</u>のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する都市計画税を減免する。 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の<u>所有する土地及び家屋</u> (2) 公益のため直接専用する<u>土地及び家屋</u>(有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順によ	字句の改正 ただし書の追加 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の追加 字句の改正 字句の削除 字句の改正
---	---	--

により、著しく価値を減じた家屋、土地の所有者 (4) その他特別の事由がある者 2 前項の規定によって、都市計画税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格 (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格 (4) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産税にあつては、その被害の状況 3 第1項の規定によつて都市計画税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則	り、著しく価値を減じた土地及び家屋 (4) その他特別の事由がある者の所有する土地及び家屋 2 前項の規定により都市計画税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する土地及び家屋が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、都市計画税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) (略) (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格 (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格 (4) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の土地及び家屋にあつては、その被害の状況 3 第1項の規定により都市計画税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則	字句の改正 字句の追加 字句の改正 ただし書の追加 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
---	---	---

<u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u> <u>第 5 条の 2 の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u>		条の削除
（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 6 条の 2 （略） 2 から 13 まで （略）	（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合） 第 6 条の 2 （略） 2 から 13 まで （略） <u>14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14 分の 11 とす</u>	項の追加

る固定資産税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。